

木造住宅の耐震診断・改修費を補助いたします

『田上町木造住宅耐震診断費・耐震改修費補助金制度』のご案内

田上町では

地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するために、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建設された木造住宅の耐震診断を希望される方を対象に、診断料の一部を補助いたします。

また、耐震診断を受けられた方で、耐震基準に適合しない住宅の方は改修費も一部補助をいたします。（診断・改修ともに予算の範囲内による）

補助を受けるためには事前に町への補助金交付申請が必要になりますので、田上町役場 地域整備課へお問合せください。

補助対象となる建築物と申請者

- ・町内に所在する個人所有の一般木造住宅（共用住宅含む）
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ・町税を完納していること

補助額及び補助率

区 分		補助金の額
耐震診断	一般木造住宅	上限 8万円（個人負担おおむね1万円） 診断状態、建築面積によって個人負担額が増す場合があります
耐震改修	一般木造住宅	上限 65万円（設計費等含む） もしくは耐震改修に要した費用の1/3の額

お申し込み・申請受付期間

受付は先着順となります。

区 分	必要書類	受付期間	予定件数
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ・実施申込書 ・診断費補助金交付申請書（様式第1号） ・建築年数が確認できる書類 ・町税納税証明書 ・その他町長が必要と認める書類 	4月20日 ～ 10月31日	10件
耐震改修 (耐震診断を受けられた方)	<ul style="list-style-type: none"> ・改修費補助金交付申請書（様式第1号） ・診断報告書の写し ・改修経費見積書の写し ・改修工事監理契約書の写し ・工事計画書の写し ・その他町長が必要と認める書類 	5月20日 ～ 11月30日 (工事完了は当年度の1/20まで)	5件

耐 震 診 断 の 内 容

耐震診断は町で受付をした後内容を審査し、新潟県建築士会三南支部（以下「建築士会」という。）に耐震診断士の選定を依頼します。

建築士会は耐震診断士登録簿に登録された木造住宅診断士（以下「耐震診断士」という。）のうちから派遣する耐震診断士を選定し、現地調査及び図面により、依頼のあった木造住宅について地震に対する安全性の診断を行います。

～ 診断する住宅の調査日～

派遣される耐震診断士から調査日の日程について連絡いたします。

～ 耐震診断結果～

耐震診断士が住宅調査等に基づき診断し、建築士会の内容審査を受けたもので、下記の耐震判定評点が記入された「耐震診断結果報告書」が作成されます。後日、担当した耐震診断士から申請者に診断結果について説明に伺います。

耐震判定表

上部構造の評点	判 定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

上部構造とは、住宅の地盤・基礎以外の床組みや壁の軸組、屋根の小屋組みで構成された、木造の構造部分を指します。

～ 耐震診断完了～

耐震診断が完了し、診断の結果（木造住宅耐震診断書）を受けた方は、「耐震診断実績報告書（様式第7号）」に次の書類を添えて提出してください。

耐震診断書の写し

その他町長が必要と認める書類

上記書類の内容を審査の後、補助金確定通知書（様式第8号）を送付いたします。

通知書を受けて補助金請求書（様式第9号）にて町へ請求ください。

耐震改修の内容

耐震改修は耐震診断の判定に基づき、上部構造の評点を 1.0 以上（一応倒壊しない）や 1.5 以上（倒壊しない）とするための補強・改修工事のことをいいます。

上記改修工事を行う前に、耐震診断士と工事監理契約を行っていただき、耐震設計・協議等を行っていただきます。この時の耐震診断士については診断時と同様に建築士会へ選定を依頼します。

～ 施行業者について～

原則として、次の団体に属しているものに施工を依頼していただきます。ただし、申請者が特に当該団体以外のものに依頼する場合は、この限りではありません。

田上町建設業協会

田上町建築組合

～ 耐震改修工事完了について～

耐震改修工事が完了し、診断の結果（木造住宅耐震診断書）を受けた方は、「耐震改修実績報告書（様式第 7 号）」に次の書類を添えて提出してください。

工事後の耐震診断書の写し

工事写真

監理状況報告書

工事請求書若しくは領収書の写し

上記書類の内容を審査の後、補助金確定通知書（様式第 8 号）を送付いたします。通知書を受けて補助金請求書（様式第 9 号）にて町へ請求ください。

補助金申請手続きの流れは 4 ページ（耐震診断）

5 ページ（耐震改修）をご覧ください。

お問合せ先

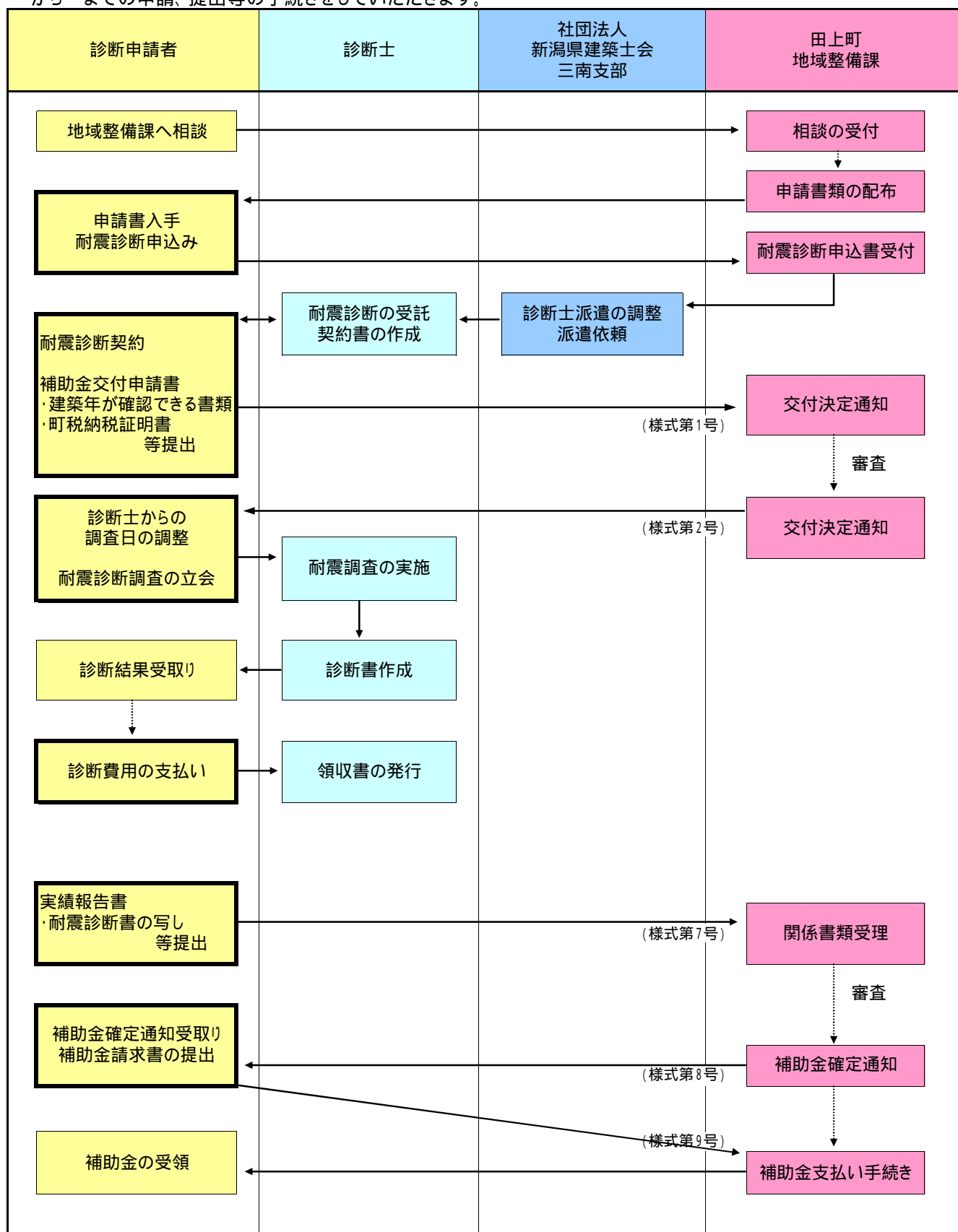
田上町役場 地域整備課 施設整備係

TEL 0256 - 57 - 6223

FAX 0256 - 57 - 3112

【田上町耐震診断費補助金申請手続きの流れ】

から までの申請、提出等の手続きをしていただきます。



【田上町耐震改修費補助金申請手続きの流れ】

から までの申請、提出等の手続きをしていただきます。

